

## 重要事項説明事項 [排水のための施設の整備状況（浄化槽）] に関するチェックリスト

### 【浄化槽の構造に関する主なポイント】

〈チェック項目〉	〈チェックポイント〉
□ 浄化槽である。	<p>□ 敷地内に直径約 50cm のマンホールが 2~3 個ある。</p> <p>□ 敷地内に浄化槽に空気を送るための送風機がある。</p> <p>〔電源を得るために、住宅等のコンセントが近くにある。〕</p> <p>※中古物件の単独処理浄化槽は、必ず上記が該当するとは限らない</p>
浄化槽の種類	〈チェックポイント〉
□ 合併処理	<p>□ [トイレのし尿]、[台所、浴室、洗面所等から出る生活排水]を併せて処理する浄化槽</p> <p>□ 新築の建物に設置される浄化槽</p>
□ 単独処理	<p>□ [トイレのし尿]のみを処理する浄化槽</p> <p>〔単独処理浄化槽は、法改正により H13.4 以降、新規に設置することができない〕</p>

### 【維持管理業者との契約】

浄化槽の維持管理義務に関する動画（約 3 分）はこちら→



〈チェック項目〉	〈チェックポイント〉	
□ 法定検査の契約 (浄化槽法第 7 条、第 11 条検査)	<p>【浄化槽法第 7 条検査】</p> <p>浄化槽の使用開始後 4 か月目から 8 か月目までの間に、設置工事等が適正か否かを確認する</p> <p>【浄化槽法第 11 条検査】</p> <p>7 条検査を受検した翌年以降年 1 回、浄化槽の維持管理状況等が正常か否かを確認する</p> <p>静岡県生活科学検査センターに依頼して実施する。</p> <p>依頼はホームページから可能。</p>	 WEB 依頼
□ 保守点検の契約	<p>年複数回、浄化槽の定期メンテナンスが必要。</p> <p>物件の使用前に、登録業者と契約して実施する。</p> <p>建物の所在地が政令市内である場合は、右記 QR コードのサイトからそぞれぞの政令市外部リンク先へお進みください。</p>	 県登録業者一覧
□ 清掃の契約	<p>年 1 回以上、浄化槽の汚泥引き抜きが必要。</p> <p>市町が許可した業者が行うが、実施時期等は保守点検の業者が判断するため、保守点検業者に契約の確認をする。</p>	

## 【建物の契約者が行う手続き】

提出書類の種類	対象事例	提出する時期	様式※の ダウンロード	提出方法
<input type="checkbox"/> 淨化槽使用 開始報告書	<input type="checkbox"/> 新築の場合	淨化槽の使用開始 の日から 30 日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>持参、FAX 又は郵送<sup>※1</sup></li> <li>電子申請サービス<sup>※2</sup></li> </ul>
<input type="checkbox"/> 淨化槽管理者 変更報告書	<input type="checkbox"/> 新築（建売物件）の 場合	売買の契約日から 30 日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>持参、FAX 又は郵送<sup>※1</sup></li> <li>電子申請サービス<sup>※2</sup></li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 中古物件の淨化槽を 引継ぐ場合			

※1 建物の所在地が静岡市、浜松市、沼津市又は富士市である場合は、様式の宛先「静岡県知事」を「○○市長」としてください。例) 静岡市内の建物の場合、「静岡県知事」を「静岡市長」とする。

※2 建物の所在地が静岡市、浜松市、沼津市又は富士市である場合は、対応可否について各市にお問い合わせください。

## ※提出先

建物（淨化槽）の所在地	提出先		
	部署名	所在地	TEL/FAX 番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター 環境課	〒415-0016 下田市中 531-1	TEL:0558-24-2053 FAX:0558-24-2169
熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	東部健康福祉センター 生活環境課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	TEL:055-920-2136 FAX:055-920-2194
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部健康福祉センター 環境課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	TEL:054-644-9268 FAX:054-644-4471
磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	西部健康福祉センター 環境課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	TEL:0538-37-2250 FAX:0538-37-2603
静岡市	静岡市環境局 廃棄物対策課	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	TEL:054-221-1264 FAX:054-221-1564
浜松市	浜松市上下水道部 お客さまサービス課	〒430-0906 浜松市中央区住吉 5-13-1	TEL:053-474-7915 FAX:053-474-8009
沼津市	沼津市生活環境部 クリーンセンター管理課	〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1	TEL:055-933-0711 FAX:055-931-7724
富士市	富士市上下水道部 生活排水対策課	〒416-8686 富士市本市場 441-1	TEL:0545-67-2850 FAX:0545-67-2897